

○高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(平成 13 年 7 月 1 日条例第 30 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)
- 第 2 章 公共の場所における措置(第 8 条―第 10 条)
- 第 3 章 放置自動車の処分等(第 11 条―第 14 条)
- 第 4 章 高知市放置自動車廃物判定委員会(第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条―第 19 条)
- 第 6 章 罰則(第 20 条・第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所の機能の保全並びに市民の快適な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 自動車が正当な権原に基づくことなく、公共の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 公共の場所 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路、公園、河川敷その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、検査、登録その他これらに類するものを業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物の撤去、処分若しくは処理又はこれらのために必要な措置をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他の必要な施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民(本市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるように努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第7条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

第2章 公共の場所における措置

(公共の場所における調査等)

第8条 市長は、公共の場所に関し、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判断したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(撤去勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果又は第12条に規定する処分等をするまでの間に、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、放置自動車を撤去しない所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

第3章 放置自動車の処分等

(廃物認定)

第11条 市長は、放置自動車が、第8条第2項の規定により警告書をはり付けた日から起算して規則で定める期間を経過した後において、同条第1項の規定による調査の結

果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合は、第15条に規定する高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、高知市放置自動車廃物判定委員会があらかじめ定める判断基準により当該放置自動車を明らかに廃物として判断できるものについては、前項の規定にかかわらず、高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経ずに、廃物として認定することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第12条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第13条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車(以下「廃物認定外放置自動車」という。)については、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該廃物認定外放置自動車の引取りのないときは、当該廃物認定外放置自動車の所有権は本市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、第12条の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の処分等に要した費用を請求することができる。

第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会

(委員会の設置)

第15条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、高知市放置自動車廃物判定委員会(次項において「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(国等に対する要請)

第16条 市長は、国又は他の公共団体若しくは公共的団体に対し、当該団体が設置し、又は管理している公共の場所における放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(事業者等への協力要請)

第 17 条 市長は、事業者等に対し、廃物と認定した放置自動車の処理について、必要な協力を要請することができる。

(他の法令等との調整)

第 18 条 この条例は、法令等の規定により、放置自動車の処理に関する手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 20 条 第 10 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後において、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)及び放置自動車の発生の防止等に関する他の法令の改廃等により必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

(平成 14 年 5 月 1 日規則第 67 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日規則第 67 号 平成 19 年 6 月 1 日規則第 60 号

平成 21 年 4 月 1 日規則第 19 号 平成 25 年 4 月 1 日規則第 5 号

平成 27 年 4 月 1 日規則第 18 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 13 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置となる期間)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する相当の期間は、10 日間とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(調査票等)

第 4 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の規定により当該職員に調査させたときは、放置状況調査票(第 1 号様式)を作成するものとする。

2 条例第 8 条第 2 項に規定する警告書は、警告書(第 2 号様式)によるものとする。

(協議)

第 5 条 市長は、条例第 9 条の規定により勧告し、又は条例第 10 条の規定により命令しようとするときは、放置自動車が発見された場所を管轄する警察署長に、その処理方法等に関する協議を行うものとする。

(撤去勧告)

第 6 条 条例第 9 条の規定による勧告は、撤去勧告書(第 3 号様式)により行うものとする。

(撤去命令)

第 7 条 条例第 10 条の規定による命令は、撤去命令書(第 4 号様式)により行うものとする。

(警告書のはり付け期間)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める期間は、30 日間とする。

(廃物認定)

第 9 条 市長は、条例第 11 条第 3 項の規定による告示を行った日から起算して 14 日を経過したときは、同条第 1 項又は第 2 項の規定による認定をすることができる。

2 条例第 11 条第 3 項の規定による告示は、放置自動車の車名及び種別、車体の形状及び色、放置場所その他必要な事項を告示して行うものとする。

(廃物認定外放置自動車の告示事項)

第10条 条例第13条第1項に規定する規則で定める事項は、前条第2項の規定を準用する。

(費用の請求)

第11条 条例第14条の規定による費用の請求は、別に定める放置自動車処分費用等請求書により行うものとする。

(委員会の組織)

第12条 条例第15条第1項に規定する高知市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 自動車について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(国等に対する要請)

第17条 条例第16条の規定による国又は他の公共団体若しくは公共的団体への要請は、放置自動車処理要請書(第5号様式)により行うものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第15条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成17年4月1日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成19年6月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、第6条の規定による改正後の高知市公印規則別表第1ひな型番号41の項及びひな型番号42の項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第18号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

放置状況調査票

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

警告書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 6 条関係)

撤去勧告書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 7 条関係)

撤去命令書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 17 条関係)

放置自動車処理要請書

[別紙参照]

第1号様式(第4条関係)

放 置 状 況 調 査 票

担当課受付番号		課整理番号	
通 報 年 月 日	年 月 日		
発 見 年 月 日	年 月 日		
通 報 者	住 所 (又は課名)	町 丁目 番(地) 号	
	氏 名		電 話
調査担当者氏名			
調 査 年 月 日	年 月 日		
放置状況確認日	年 月 日	確認者	
放 置 場 所 (具体的に)	町 丁目 番(地) 号 土地等の管理者		
自動車の種類等	車 名 (製造業者名及び 販売用車名)		車体の形状及び色
	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		型 式 種 別
	原 動 機 の 型 式		
	車 台 番 号		
	そ の 他 特 徴 (車検の期限等)		
備 考			

第2号様式(第4条関係)

警 告 書

この自動車が放置されているため、市民生活に支障が生じています。

この放置自動車の所有者等は、至急撤去してください。

撤去しない場合は、「高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」

に基づき処分又は処罰される場合があります。

年 月 日

高 知 市 長

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

高知市長

撤 去 勸 告 書

高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第9条の規定により、
年 月 日までに次の自動車を撤去するよう勧告します。

放 置 場 所		
自 動 車 の 種 類 等	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
	メーカ名及び車名	
	車体の形状及び色	
	種 別	

様

高知市長

撤 去 命 令 書

高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条の規定により、 年 月 日
までに次の自動車を撤去するよう命令します。なお、命令に違反した場合は、同条例第20条及び第21条
の規定により罰則が適用されます。

放 置 場 所		
自 動 車 の 種 類 等	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
	メーカ名及び車名	
	車体の形状及び色	
	種 別	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

高知市長

放 置 自 動 車 処 理 要 請 書

次の放置自動車について通報がありましたので、高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条の規定により、適正な処理について必要な措置を講ずるよう要請します。

放 置 場 所				
通 報 者	住 所			
	氏 名		電 話	
自 動 車 の 種 類 等	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号			
	車 台 番 号			
	車 名		型 式	
	種 別		車体の形状及び色	